

「合理的配慮」とは、

障害のある子どもたち一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される、学びを保障するために必要な支援（手立て）です。

※「何を優先して支援を提供するか」必要とされることを柔軟に組み合わされます。

※学校、保護者、本人、教育委員会など関係者同士で共通理解を図る必要があります。

※支援が途切れることなく引き継がれていくものです。



合理的配慮には、いくつかのポイント（観点）があるんですよ。大きく3つの観点が挙げられます。

①教育内容・方法 ②支援体制 ③施設・設備

具体的には

合理的配慮の観点

合理①-1-1

学習上又は、生活上の困難を改善克服するための配慮

合理①-1-2

学習内容の変更・調整

合理①-2-1

情報・コミュニケーション及び教材の配慮

合理①-2-2

学習機会や体験の確保

合理①-2-3

心理面・健康面の配慮

合理②-1

専門性のある指導体制の整備

合理②-3

災害時等の支援体制の整備

合理③-3

災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮

合理③-1

校内環境のバリアフリー化

合理②-2

幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るためにの配慮

合理③-2

発達・障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

合理的配慮の例



【見通しを持たせる工夫】

児童生徒の認知特性から、一日の流れ、授業の流れなど、活動の見通しを持つことが困難な状況も考えられることから、黒板に一日の流れ、授業の流れを掲示する工夫が求められる。

（例：発達障害の場合）

【見やすさの工夫：書見（傾斜）台】
教科書や資料など、固定して見やすくするための工夫として、書見（傾斜）台を活用する等の工夫が求められる。
(例：視覚障害、肢体不自由、発達障害の場合)

